

清水みなとインターネット支店専用普通預金規定

清水みなとインターネット支店（以下インターネット支店といいます。）での利用を目的として開設する無通帳の普通預金（以下「専用普通預金」といいます。）は、本規定の各条文ならびにしみずダイレクトバンキングサービス利用規定およびキャッシュカード規定によりお取扱いいたします。

1.（預金の取引）

専用普通預金の取引は次の方法で行います。

- （１）パーソナルコンピュータ等の通信端末機によるインターネット等を通じた依頼に基づく取引
- （２）当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預払機による取引
- （３）その他当行の指定する方法による取引
- （４）専用普通預金口座の通帳は発行しません。

2.（取扱店の範囲）

専用普通預金は、当店を含む当行本支店の窓口での預入れ・払戻し等を行うことは次の場合を除き原則できません。

- （１）口座解約時のご本人名義口座への振込・振替による払出
- （２）しみずダイレクトバンキングサービスの限度額をこえるご本人名義口座への振込・振替

3.（証券類の受入れ）

この専用普通預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入はいたしません。

4.（振込金の受入れ）

- （１）専用普通預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この専用普通預金口座が後記第10条第1項の各号、および第2項の各号のいずれかに該当する場合、預金口座の状態に応じて、振込金を受入れしない場合があります。
- （２）専用普通預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5.（預金の払戻し等）

- （１）専用普通預金からの払戻しは原則しみずダイレクトバンキングサービスおよびキャッシュカードを用いて行うものとします。当行営業店窓口にてお取扱いできる取引にあたっては当行所定の手続きを行ってください。
- （２）専用普通預金で当行営業店窓口にてお取扱いできる取引にあたっては、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- （３）専用普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- （４）専用普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (譲渡、質入れ等の禁止)

専用普通預金、キャッシュカード、預金契約上の地位、その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者に権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

専用普通預金口座は、第10条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

9. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない専用普通預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が超過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引の制限を解除します。

10. (解約等)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行は専用普通預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①専用普通預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②専用普通預金の預金者が第7条に違反した場合
 - ③預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項、および第9条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答した内容もしくは提出した資料または届出た事項に関し、偽りであることが明らかになった場合
 - ⑤専用普通預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥第9条第1項から第4項までに定める取引の制限等に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑦上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この場合も、前項なお書きが適用されるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

1 1. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 専用普通預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、専用普通預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。ただし、専用普通預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 2. (未利用口座管理手数料)

(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。

(2) この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。

(3) この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引

落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残金および利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。

(4) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は、ご返却いたしません。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、清水みなとインターネット支店ご利用規定、しみずダイレクトバンキングサービス利用規定、およびその他の関連規定により取扱います。

14. (規定の変更等)

(1) この規定は、法令の変更、金融情勢の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

(2) 前項(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2023年1月4日現在

附則1. 未利用口座管理手数料の取扱いについて

清水みなとインターネット支店専用普通預金規定第12条の未利用口座管理手数料については、2023年1月4日以降に新たに開設された口座に適用されるものとします。

未利用口座管理手数料は以下により取扱います。

1. 未利用口座となる口座

最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金の元金に対する利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座を未利用口座としてお取扱いします。

※盗難、紛失などご利用停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

2. 未利用口座管理手数料

(1) お客さまご利用の口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。

※送付した「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

(2) ご案内を差し上げてから、一定期間経過後もお取引がない場合は、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

※初回手数料をご負担いただいた後もお取引がなく、未利用口座に該当する場合は、毎年手数料をご負担いただきます。

(3) 次の場合は未利用口座管理手数料の対象外です。（手数料は必要ございません。）

① 該当未利用口座の残高が10,000円以上である場合（総合口座は普通預金・定期預金の合計残高が10,000円以上である場合）

② 同一支店で、他にお預かり金融資産（定期預金・定期積金・財形預金・外貨預金・公共債・投資信託）のお取引が1円以上ある場合

③ 同一支店で、お借入がある場合

3. 口座の自動解約

- (1) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しができない場合、残金および利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、当該口座を通知することなく解約させていただきます。なお、お客さまの口座残高以上のご負担はございません。
- (2) 第1項による口座解約にともない、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
- (3) 未利用口座管理手数料のご返却、および解約となった口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

※未利用口座の取扱いについて変更がある場合、当行ホームページ等でお知らせいたします。